コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　DAIICHIKOSHO CO.,LTD.

最終更新日：2015年7月7日
株式会社　第一興商
代表取締役社長　林三郎
問合せ先：経営企画部
証券コード：7458
http://www.dkkaraoke.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社及び当社グループは、株主・顧客・取引先等をはじめとする様々なステークホルダーの負託に応え、企業価値の最大化を目指すことを経営の基本方針としております。一方でこれを実行するには、コンプライアンス（法令遵守）のもと、リスク管理・内部統制に注力しつつ、経営の効率性と透明性を高めるなど、コーポレート・ガバナンスの強化が重要であると認識しております。

このため、コンプライアンスにつきましては、役員および従業員がとるべき行動基準を定めた「第一興商グループ行動規範」に従い、単に法令や社内ルールの遵守にとどまらず、社会倫理・道徳を尊び、社会の一員であることを自覚した企業行動を取ってまいります。また、リスク管理・内部統制につきましては、当社の「内部統制システム整備の基本方針」に則り、有効な内部管理体制をグループとして随時整備・構築し、運用してまいります。併せて、適時・的確な情報開示を行うとともに、ステークホルダーに対する説明責任を果たしていくことによって、コーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
保志忠郊	6,246,000	10.76
保志治紀	6,119,600	10.55
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー	5,350,910	9.22
株式会社ホシ・クリエート	2,449,800	4.22
アサヒビール株式会社	2,120,000	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,798,100	3.10
三菱UFJ信託銀行株式会社	1,148,000	1.98
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE15PCT TREATY ACCOUNT	1,130,600	1.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	970,100	1.67
ジェーピーモルガンチェースバンク385632	906,500	1.56

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
古田敦也	その他											○
増田千佳	その他											○

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古田敦也	○	平成3年 ヤクルトスワローズ(現 東京ヤクルトスワローズ)入団 平成17年 同球団 監督就任 平成19年 株式会社エーポイント 代表取締役就任(現任) なお、同氏を当社の独立役員として指定しております。	同氏は、プロ野球球団において球界屈指の捕手として、また監督として活躍されるとともに、日本プロ野球選手会会長として球界の重要課題に主導的に取り組み、新たな方向性を志向するなど、その経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくためのものであります。
増田千佳	○	平成5年 宝塚歌劇団 入団 (芸名 水 夏希) 平成19年 雪組男役トップスター 就任 平成25年 株式会社AQUA(現所属先) なお、同氏を当社の独立役員として指定しております。	同氏は、エンタテインメントの最高峰のひとつである宝塚歌劇団において、永年に亘り第一線で活躍し、現在も舞台を中心に幅広く活動しており、その経験と見識を当社の経営に反映していただくためのものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、緊密に連携を図りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。
監査役と社長直属の監査部は、相互に連携を図りながら効果的かつ効率的な監査の実施を行うよう随時情報、意見の交換及び指摘事項の共有化を行い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鶴岡通敏	他の会社の出身者										△			
大塚信明	他の会社の出身者										△			
有近真澄	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鶴岡通敏	○	昭和53年　株式会社富士銀行（現　株式会社みずほ銀行）　入社 平成20年　同社常務執行役員 平成21年　株式会社みずほプライベートウェルネスマネジメント取締副社長就任 なお、同氏を当社の独立役員として指定しております。	永年にわたる金融機関での役員経験があり、幅広い知識と豊富な知見を有していることから、選任しております。
大塚信明	○	昭和54年　株式会社三菱銀行（現　株式会社三菱東京UFJ銀行）入社 平成17年 同社監査室与信監査室長 なお、同氏を当社の独立役員として指定しております。	永年にわたる金融機関勤務並びに他社での監査役の経験等により財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、選任しております。
有近真澄	○	昭和62年　有限会社紙の舟　代表取締役就任（現任） なお、同氏を当社の独立役員として指定	永年の音楽楽曲並びに音楽著作権の管理会社経験等により、音楽関連法務、音楽業界全般に相当程度の知見を有していることから、選

		しております。	任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の条件を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

ストック・オプション制度
　平成27年6月19日開催の第40回定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代えて当社の株価や業績との連動性をより高め、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有することにより、長期的な業績向上及び企業価値向上に向けた動機付けを従来以上に高めることを目的として、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年度の付与状況
平成27年6月19日開催の取締役会決議に基づく株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）
　取締役　9名　　304個（30,400株）

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬及び監査役に支払った報酬として、総額を開示しております。また、報酬総額が1億円以上である役員については、報酬の個別開示を実施しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は「役員報酬規程」は定めておりませんが、決定方法は次のとおりであります。
取締役会決議により役員報酬の決定を代表取締役に一任し、代表取締役社長が役員の「役位」「実績」「能力」を勘案の上、総合的に判断し決定する。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役（社外監査役）をサポートする専任部門は設置されておりませんが、当社総務部を中心に必要に応じて適宜対応する体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は以下の機関等を設置し、企業統治の体制を整備しております。
（取締役会）
　当社の取締役会は、社外取締役2名を含む12名の取締役で構成されており、原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令又は定款で定められた事項や、経営の重要な事項について十分な議論を尽くして意思決定を行っております。その際、必要に応じて関係部門責任者を同席させ、案件の詳細な確認をその場で行い、より一層の意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会の補助会議として、「役員協議会」及び「経営連絡会議」を設置しております。役員協議会は、経営に関する重要な事項について広汎で多面的な審議を行い、取締役会を補佐するものであり、原則として月２回開催しております。経営連絡会議は、取締役会において決定された方針、計画及びその他重要な案件の進捗状況を各部門の責任者が報告し、役員及び各部門責任者と情報共有する会議と位置付けており、原則毎週開催されております。
（監査役会）
　当社は監査役制度を採用しております。監査役会は監査役４名で構成されており、うち３名が社外監査役であります。監査役は取締役会をはじ

め重要な会議に出席するほか、重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役、監査部及び業務担当者から直接報告や説明を受けるなど、厳格な監査を行っております。
（常務会）
当社の常務会は、役付取締役7名で構成されており、原則毎週開催され、必要に応じて臨時会を開催しております。常務会は社長の諮問機関として、取締役会の決定した経営基本方針に基づき経営に関する重要な事項を審議・決裁することにより、社長を補佐するものであります。その際、関係部門責任者を取締役会と同様の考えから同席させております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

現在の体制が経営の公正・透明性を確保しながらも、効率的で健全な経営の維持と企業価値の持続的な向上を実現するのに相応しい体制であると考え、本体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第40回定時株主総会は、集中日（平成27年6月26日）を回避した平成27年6月19日に開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年度においては、説明会はおこなっておりませんが、ワンオンワンミーティングを積極的に実施しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報（投資家の皆様へ）において、決算短信・決算説明資料・株主通信を適時に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「第一興商グループ行動規範」は、あらゆるステークホルダーに対する基本姿勢・取組み・対応等について明確に定めております。当社及び当社グループではこの行動規範を、経営層のみならず従業員ひとりひとりに適用し、また行動するよう啓蒙を継続しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	目次本（早見本）の供給には、年間数千トンにも及ぶ紙が必要とされておりましたが、紙素材を使わない電子検索方式の目次本システム「デンモク」を開発・実用化し、普及させたことによって、紙の消費量が着実に減少するなど、環境に配慮した事業運営を推進しております。 また、高齢化社会の到来を予測し、2001年に「DKエルダーシステム」を発売。高齢者の介護予防や健康維持・増進を支える企業として、企業価値の向上と社会貢献活動に努めております。 さらに、東北大震災後の2012年1月より被災地支援の一環として「Sing for Smileプロジェクト」を立ち上げ、カラオケカーを派遣するなど、地域コミュニティの形成と被災者の「心のケア」に努め、現在も継続して推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社及び当社グループは、企業活動を進めていくなかで短期・中長期に拘らず、業績に影響する事項については、適時性・公平性・正確性を確保し、積極的にステークホルダーに対して情報を公開してまいります。
その他	当社では、女性の活躍促進のため、出産・育児の前後における休暇・休業や時短勤務などの諸制度を設け、仕事と育児の両立に向けた職場環境の整備に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という)の役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任(及び企業倫理)を果たすために、当社「グループ行動規範」を全役職員に周知徹底させる。
(2)内部統制推進室を「リスク・コンプライアンス統括部署」とする。内部統制推進室はコンプライアンスの基本マニュアルを策定、当社グループの体制の企画・整備を指導、役職員の教育研修を行う。また、法令遵守状況のモニタリングは監査部と協働して行う。
(3)内部統制推進室は当社グループにまたがる内部通報制度を統括し運用を行う。また、通報者の保護を徹底する。
(4)法令遵守の状況は監査部による定例監査において、状況が把握され、取締役会、監査役会に報告される。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役の意思決定又は取締役に対する報告、その他重要な意思決定及び報告に関しては、文書の作成、保存及び廃棄に関する文書管理規程、会議体規程等を整備し、必要な関係者が閲覧できる体制とする。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)内部統制推進室はグループリスク管理基本規程に基づいた当社グループのリスク管理の指導(部門マニュアル策定等の指導教育)、当社グループの総合的なリスク分析、評価と対応、リスク管理体制の運用・機能維持を行う。
(2)当社グループはグループリスク管理基本規程に従って、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。
(3)リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合、当社の本部長・当社子会社社長は速やかに取締役会に報告する。
(4)新たに生じたリスクへの対応のため、必要な場合は当社取締役社長から当社グループに示達するとともに、危機管理規程の発動、対応責任者となる取締役を定める。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)当社グループの重要な意思決定を行う際は多面的な検討を経て慎重に決定するため、当社取締役社長の諮問機関として、取締役全員で役員協議会を組織し、審議する。
(2)取締役会、常務会には関係部門責任者を同席させ経営の透明性を図り、随時に案件の詳細な確認と意思決定の迅速化を実現する。
(3)当社グループの経営方針の迅速・的確な示達、重要事項の報告を達成するために、取締役、監査役が出席する経営連絡会議を原則毎週開催する。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループリスク管理委員会を設け、グループ会社のコンプライアンス及び横断的なリスク管理の推進機関とする。
(2)グループリスク管理委員会はグループ全体のコンプライアンス体制に関わる指示、通達を行う。
(3)内部統制推進室はグループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し運用する。また、そのモニタリングは監査部でこれを行う。
(4)財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備、運用する。
(5)当社子会社の取締役及び使用人の職務執行事項の当社への報告は、定期・適時に実施する。また当社子会社が経営上の重要事項を行う場合は、事前に当社の決裁を受ける。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)当面、監査役スタッフは置かないものの、業務監査は監査部及び経営企画部の、また日常業務は総務部の補助を受けるものとする。
(2)また将来監査役スタッフが求められた場合、会社は監査役会と協議の上その人選を行うものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役スタッフが求められた場合は監査役直属とするなど、その独立性確保に努める。

8. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1)当社グループの取締役及び使用人は会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役が指示をした事項について、監査役に報告する。
(2)当社の取締役、監査部長、総務部長、内部統制推進室長、経営企画部長、当社子会社を管理する部署長は、監査役の求め又は重要性に応じて、重要事項の決定プロセス、違法行為、賞罰、リスク管理状況、内部通報などの報告を行うものとする。また、内部監査の状況について、監査部は定期的に監査役と報告会を開催する。
(3)当社グループは、監査役又は監査役会へ報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの全役職員に周知徹底する。

9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(1)当社は、監査役の職務の執行により生ずる費用等について、年度計画に基づき予算を設ける。また、費用の前払等の請求を受けたとき、予算以外の監査に係る緊急又は臨時に支出した費用又は債務が発生したときは請求に基づき速やかに支払手続を行う。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通を図る。
(2)監査役は役員協議会その他の重要な会議への出席を可能とする。
(3)監査部、総務部、内部統制推進室も監査役会を補助するものとする。

11. 反社会的勢力排除に向けた体制
(1)当社グループはグループ行動規範において反社会的勢力との関係遮断を定め、総務部を反社会的勢力への 対応統括部署として反社会的勢力排除のための社内体制の整備を推進し、弁護士や警察等とも連携しながら、不当な要求に対しては組織的に毅然とした姿勢で対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
(1)当社グループは反社会的勢力との一切の関係を遮断するため、グループ行動規範などの社内規則及び社内体制を整備し、適切に運用することを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
(1)当社は、反社会的勢力への対応を統括する部署及び不当要求防止責任者を設置しております。また警察が主催する連絡会等に加入し、外部専門機関との連携を密にすることにより情報の収集と共有化を図るとともに、簡易マニュアルの作成・配布と外部研修への参加や社内での啓発活動を実施するなど、反社会的勢力による被害防止に向けた体制整備に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

現時点において敵対的買収に対する防衛策は導入しておりません。
今後、敵対的買収防衛策につきましては、株主の皆様への影響を充分に考慮しつつ、企業価値の向上に資するかどうかを基準とし、その必要性も含め検討を進めてまいります。
なお、敵対的買収防衛策として、株主及び投資家に影響を与える施策の導入を決定した場合は、その詳細について、直ちに公表いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(適時開示体制の概要)
(1)適時開示に関する方針
当社グループは、経営の透明性と健全性を図るため、金融商品取引法及び有価証券上場規程等の適時開示に係る諸法令を遵守し、すべてのステークホルダーが的確な判断をするために必要な情報の適時適切な開示に努めております。
(2)適時開示に係る社内体制
適時開示に係る体制の模式図参照

（参考：模式図）

【コーポレートガバナンス体制】

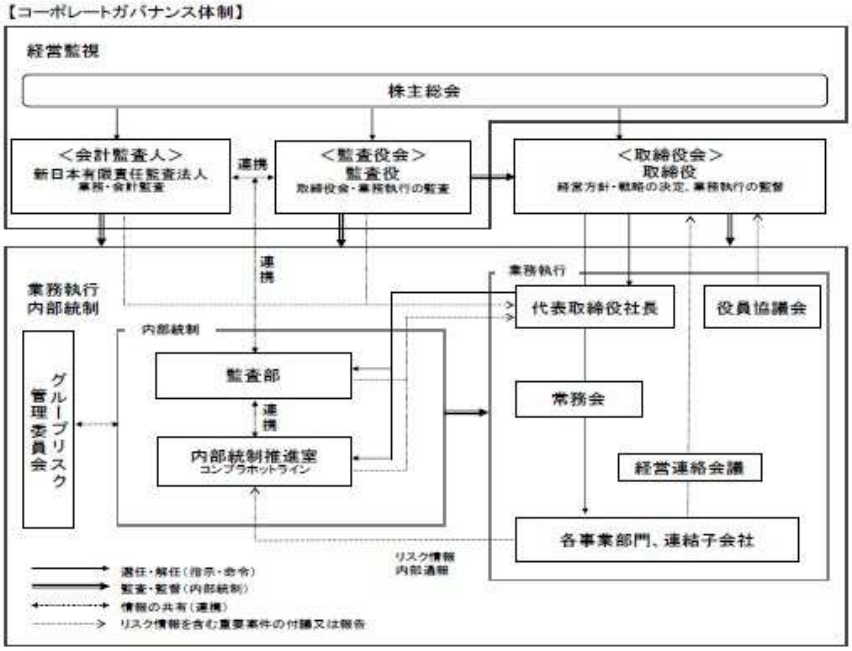

【適時開示に係る体制】

